

こがね はえ さ と
すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、黄金南風の平和郷

まじゅんプラン

第三次南風原町男女共同参画計画



南風原町イメージキャラクター
はえるん



令和4年3月
南風原町

はじめに



本町では、平成24年<2012年>3月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し、憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

この間、世界的潮流として国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成目標のひとつに「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、あらゆる分野における女性の活躍が期待されています。我が国におきましても、各種法律が施行され、時代の変化に応じたさまざまな施策を展開しております。しかし、世界経済フォーラムが公表しているジェンダーギャップ指数では、先進国の中で最低レベルとなっており、更なる推進に努める必要があります。

このような社会の変化の中、本町においても新たな課題に対応し、施策の更なる推進に努めるため、「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定いたしました。本計画は、国や県の計画等を勘案し策定するとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画として、一体的に策定しています。

本計画に基づき、「すべての人が、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現」を目指して施策を推進してまいります。今後も皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました南風原町男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

令和4年<2022年>3月

南風原町長 赤嶺 正之

— 目 次 —

序．計画策定にあたって

1．計画策定の趣旨	1
2．計画策定の背景	2
3．計画の性格	5
4．計画の位置づけ	5
(1) 国・県計画等との位置づけ	5
(2) 南風原町その他計画との位置づけ	5
5．計画の期間	6
6．関連する国の法律・計画等について	7
(1) 第5次男女共同参画推進基本計画	7
(2) DV防止法と女性活躍推進法に基づく施策について	8
(3) SDGsと「5．ジェンダー平等の実現」とは	8

I．総論

1．計画の理念とキャッチフレーズ	9
2．計画の愛称	9
3．基本方針	10
4．施策体系	11
5．南風原町の取組一覧	12

II．具体的な取組

方針1．男女共同参画への意識づくり	16
(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	16
(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	18
方針2．女性活躍のための方策の推進	21
(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大	21
(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実	23
(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	25
方針3．多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	27
(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	27
(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	30

(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備	31
(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援	33
方針 4. 仕事と生活における男女共同参画の推進	35
(1) ワーク・ライフ・バランスによる男女共同参画の推進	35
(2) 職場における男女平等の実現	37
方針 5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進	40
(1) 平和の継承と発信	40
(2) 多文化理解の推進	42
第三次南風原町男女共同参画計画の成果目標一覧	43

Ⅲ. 推進体制

1. 町民等との連携	45
2. 男女共同参画推進会議との連携	45
3. 庁内推進体制の充実・強化	45
4. 関係機関等との連携強化	46

参考資料編

1. 策定までの経緯	47
2. 策定体制	48
3. 男女共同参画社会基本法	49
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	53
5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	62
6. 南風原町男女共同参画推進条例	70
7. 南風原町男女共同参画推進会議設置条例	73
8. 南風原町男女共同参画行政推進本部会議設置規程	75
9. 用語解説	76
10. 第三次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)の策定に係る町民意識調査	81